

[事案 2023-42] 新契約無効請求

・令和 5 年 10 月 17 日 裁定打切り

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 31 年 2 月に契約した個人年金保険について、以下の理由により、契約を無効にして既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約にあたり、募集人から生存中の資産形成目的商品との説明を受けた。
- (2) 募集人からは、90 歳までに死亡した場合には必ず損をする保険である等の説明はなかった。
- (3) 自分は高齢であるが、親族の同席が無いまま契約をしている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人に対し、パンフレット、設計書等を交付し、それを使用して保障内容を説明している。
- (2) 申立人は、募集人が行った保障内容の説明に対して、「90 歳まで生きなきゃ損だな」、「人生 100 年時代だ」等と言っており、リスクを承知したうえで契約締結に至っている
- (3) 当社は、本契約成立後、年金支払開始日前に申立人が死亡した場合の死亡返還金額が、払込保険料総額の 7 割であることが記載された保険証券および資料を送っている

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件を判断するためには、契約当時に募集人から受けた説明の内容や契約時の事情等を申立人に確認する必要があるが、申立人に対する事情聴取を実施するも契約当時の状況を覚えておらず、申立内容も理解していないことが認められ、当審査会で事実認定をすることは困難との判断に至ったため、裁定手続を打ち切ることとした。